

意見書案第 5 号

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 20 日提出

花巻市議会議長 藤 原 伸 様

提出者 花巻市議会議員 佐 藤 現

賛成者 花巻市議会議員 櫻 井 肇

同 羽 山 るみ子

同 鹿 討 康 弘

同 照 井 省 三

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止
を求める意見書（案）

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額の4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額総合額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われないうまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と子供たちの豊かな学びを保证するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

- 1 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月20日

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

花巻市議会議員 藤 原 伸